

令和7年度兵庫県立大学大学院理学研究科10月入学者選抜方法等
一般選抜〔博士（前期）課程〕

兵庫県立大学
〒651-2197 兵庫県神戸市西区学園西町8丁目2-1
電話(078)794-6580（代表）

2 社会人学生

専攻	募集人員	出願期間	入学審査日	合格発表日	選 抜 方 法 等	出 願 資 格	その他の事項											
物質科学専攻	若干名	令和7年 7月22日 (火) ～ 7月29日 (火)	令和7年 8月19日 (火)	令和7年 8月29日 (金)	○ 口述試験・面接試験・TOEIC又はTOEFLテスト <table><tr><th>日 程</th><th>教科等</th><th>出 題 科 目</th><th>時 間</th></tr><tr><td rowspan="2">8月19日 (火)</td><td>口 述 試 験</td><td></td><td>10:00 ～12:00</td></tr><tr><td>面 接 試 験</td><td></td><td>13:00 ～17:00</td></tr></table> (注1) 口述試験、面接試験、TOEIC又はTOEFLテスト及び書類審査の結果を総合して、合格者を決定する。 (注2) TOEIC又はTOEFLのいずれかをあらかじめ受験した上で、その公式認定証(TOEIC)又は公式スコアレポート(TOEFL)の原本を必ず試験時に持参すること。公式認定証又は公式スコアレポートは、入学願書提出期限から3年以内に実施されたものを有効とする。なお、これらの書類は試験の前に原本を確認、コピーを取得し、試験終了後に返却する (注3) 台風等の悪天候により令和7年8月19日(火)午前9時の時点で兵庫県赤穂郡上郡町に「暴風警報」又は「特別警報」発令の場合は、令和7年8月26日(火)に順延する。	日 程	教科等	出 題 科 目	時 間	8月19日 (火)	口 述 試 験		10:00 ～12:00	面 接 試 験		13:00 ～17:00	企業・官庁等に在職している者で、次の各号のいずれかに該当し、かつ、当該企業・官庁等から推薦を受けた者 (1) 大学を卒業した者 (2) 学校教育法第104条第7項の規定により学士の学位を授与された者及び令和7年9月30日までに授与される見込みの者 (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者及び令和7年9月30日までに修了見込みの者又はこれらに準ずる者 (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者及び令和7年9月30日までに修了見込みの者 (5) 我が国において、外国の大学（専門職大学に相当する外国の大学を含む。以下同じ。）の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者及び令和7年9月30日までに修了見込みの者 (6) 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が3年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により学士の	出願者は希望する研究指導教授とあらかじめ協議のうえ出願すること。 試験は播磨理学キャンパスで行い、合格発表はHPで行う。 (願書請求先) 播磨理学キャンパス学務課 〒678-1297 兵庫県赤穂郡上郡町 光都3丁目2-1 電話(0791)58-0102
日 程	教科等	出 題 科 目	時 間															
8月19日 (火)	口 述 試 験		10:00 ～12:00															
	面 接 試 験		13:00 ～17:00															

2 社会人学生

専 攻	募集人員	出願期間	入学審査日	合格発表日	選 抜 方 法 等	出 願 資 格	その他の事項
物質科学専攻						学位に相当する学位を授与された者及び令和7年9月30日までに修了見込みの者 (7) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者及び令和7年9月30日までに修了見込みの者 (8) 文部科学大臣の指定した者（令和7年9月30日までに該当する見込みの者を含む。） (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた者 (10) 大学に3年以上在学した者で本研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めた者 (11) 外国において学校教育における15年の課程を修了した者、外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における15年の課程を修了した者又は我が国において外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における15年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者で、本研究科において、所定の単位を優秀な成績で修得したものと認められた者 (12) 本研究科において、出願資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、入学時に22歳に達する者	